

総社市告示第22号

総社市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱（平成29年総社市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条とし、移動条項に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）の審査等に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(軽微な変更の証明に関する事項)</p> <p>第2条 施行規則<u>第13条</u>の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書の正本及び副本を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請に添付する図書は、施行規則<u>第4条</u>第1項の規定を準用する。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）<u>及び届出等の審査等</u>に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(軽微な変更の証明に関する事項)</p> <p>第2条 施行規則<u>第11条</u>の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書の正本及び副本を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請に添付する図書は、施行規則<u>第2条</u>第1項の規定を準用する。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(届出等に関する事項)</p> <p>第3条 <u>法第19条第1項</u>（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）及び<u>法附則第3条第2項</u>（同条第5項において読み替えて適用す</p>

改正後	改正前
<p>(取下げ届) 第3条 略 (完了検査申請書に添付する書類) 第4条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第1項若しくは第7条の2第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規</p>	<p>る場合を含む。)の規定による届出並びに法第20条第2項及び法附則第3条第8項の規定による通知(以下「届出等」という。)に関し、施行規則第12条第1項(同規則第14条第1項において準用する場合を含む。)、第13条の2第3項及び第14条第3項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 施行規則第1条第1項の表中(イ)の項に掲げる図書のうち、設計内容説明書</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の交付を受けた場合にあつては、当該認証書(当該届出等に係る計画が一戸建ての住宅に係るものであつて、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4、等級5、等級6又は等級7であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4、等級5又は等級6であることを証するものに限る。)の写し</p> <p>(3) その他市長が必要と認める図書</p> <p>2 前項第1号に掲げる図書に明示すべき事項は、施行規則第1条第1項及び第2項の規定を準用する。(当該図書の設計者の氏名の記載に係る規定は除く。)</p> <p>3 届出等に関し、施行規則第12条第4項(同規則第14条第1項において準用する場合を含む。)及び第13条の2第6項の規定に基づき市長が不要と認めるものは、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 第1項第1号及び第2号に掲げる図書の提出がある場合は、施行規則第13条の2第3項の表に掲げる図書以外の図書</p> <p>(2) その他市長が不要と認める図書</p> <p>4 市長は届出等に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを審査したときは、届出等をした者に受付票を交付するものとする。</p> <p>(取下げ届) 第4条 略 (完了検査申請書に添付する書類) 第5条 建築基準法第7条第1項若しくは第7条の2第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規定による通知(以下「完了検査</p>

改正後	改正前
<p>定による通知（以下「完了検査申請等」という。）をしようとする特定建築物の建築主は、完了検査申請等に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に施行規則第5条に該当する軽微な変更があった場合は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第5号（同規則第4条の4の2及び第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する書類の一部として、次の各号に掲げる変更の場合に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を建築主事又は建築副主事（次項において「建築主事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略 （特定建築物に係る基準適合命令等）</p> <p><u>第5条</u> 法第13条第1項の規定による命令は、基準適合命令書により行うものとする。</p> <p>2 法第13条第2項の規定による要請は、基準適合要請書により行うものとする。</p> <p>（報告の聴取）</p> <p><u>第6条</u> 特定建築行為をしようとする建築主等は、法第15条第1項の規定により市長から報告を求められたときは、特定建築物の省エネ基準適合状況報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p><u>第7条</u> 略</p>	<p>申請等」という。）をしようとする特定建築物の建築主は、完了検査申請等に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に施行規則第3条に該当する軽微な変更があった場合は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第5号（同規則第4条の4の2及び第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する書類の一部として、次の各号に掲げる変更の場合に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を建築主事又は建築副主事（次項において「建築主事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略 （特定建築物に係る基準適合命令等）</p> <p><u>第6条</u> 法第14条第1項の規定による命令は、基準適合命令書により行うものとする。</p> <p>2 法第14条第2項の規定による要請は、基準適合要請書により行うものとする。 <u>（指示及び命令等）</u></p> <p><u>第7条</u> 法第16条第1項、第19条第2項又は附則第3条第3項の規定による指示は、指示書により行うものとする。</p> <p>2 法第16条第2項、第19条第3項又は附則第3条第4項の規定による命令は、改善命令書により行うものとする。</p> <p>3 法第16条第3項、第20条第3項又は附則第3条第8項の規定による協議は、協議書により行うものとする。</p> <p>（報告の聴取）</p> <p><u>第8条</u> 特定建築行為をしようとする建築主等は、法第17条第1項の規定により市長から報告を求められたときは、特定建築物の省エネ基準適合状況報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>届出等をした建築主等は、法第21条第1項の規定により市長から報告を求められたときは、建築物の省エネ基準適合状況報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>（その他）</p> <p><u>第9条</u> 略</p>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。